

3. 後発医薬品採用品目の割合

◆ 後発医薬品（ジェネリック医薬品） 先発医薬品と治療学的に等しい価値であるものとして製造販売が承認されている医薬品です。

臨床評価指標項目		2017(平成 29)年度			2018(平成 30)年度			2019(平成 31/令和元)年度		
		実数	母数	割合	実数	母数	割合	実数	母数	割合
後発医薬品採用品目数の割合		609	1,790	34.0%	653	1,810	36.1%	663	1,789	37.1%
後発医薬品シェア	入院	88.9%			93.2%			92.9%		
	入・外	92.0%			93.2%			93.1%		

解説

日本では、後発医薬品の数量シェアは 65.8%(平成 29 年 9 月現在)であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいません。こうした状況を踏まえ、国は平成 30 年 3 月末までに数量シェア 60%を目標とし取り組みを進めてきましたが、更に平成 29 年中に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から令和 2 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする、新たな数量シェア目標を定めました。当院では、平成 15 年 5 月より後発医薬品への切り替えを行い、併せて一般名処方を開始いたしました。

平成 30 年度診療報酬改定では、更なる後発医薬品の使用促進のため、数量シェアとして国の目標値が 85%以上となりましたが、当院では平成 28 年度にはすでに 90%に到達し、目標を達成しています。今年度もその取り組みを継続いたします。

当薬剤部では、「合理的な薬物療法の実施」、「低価格で良質な薬物療法の実施」を目指しており、それらの取り組みの一つとして後発医薬品の使用促進を行っております。その取り組みは、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えています。